

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令【概要】

1. 概要

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第28条第1項において、事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならないこととされている。
- 今般、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日関係閣僚会議決定）において、「外国人雇用状況届出事項として在留カード番号を追加し、同番号を含めた外国人雇用状況届出情報を両省間で情報共有し、法務省の有する情報と突合を行うこと等により、より一層適切な雇用管理、在留管理を図ることとし、平成31年度中に所要の措置を講ずることを目指す」こととされたことを踏まえ、外国人雇用状況届出の届出事項に在留カードの番号を加える等所要の改正を行うこととする。

2. 改正の内容

（1）届出事項について（第10条第1項関係）

事業主は、外国人雇用状況届出において、中長期在留者については在留カードの番号を届け出なければならないこととする。

※出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3において、出入国在留管理庁長官が中長期在留者に対し、在留カードを交付することとされている。

（2）届出事項の確認方法について（第11条関係）

（1）の在留カードの番号の届出に当たって、事業主は、当該在留カードの番号について、在留カードにより確認しなければならないこととする。

（3）その他

様式第3号の外国人雇用状況届出の様式について在留カードの番号を記載する欄を追加するほか、所要の改正を行う。

3. 根拠法令

法第28条第1項

4. 施行期日等

公布日：令和元年9月19日

施行期日：令和2年3月1日